

電子申請サービス用暗証番号登録依頼書

しまね信用金庫 御中

各種インターネットバンキングサービス利用規定および裏面注意事項について承認のうえ依頼します。
なお、本件に関しては、私(当社)が一切の責任を負い、貴金庫にはご迷惑をおかけいたしません。

※太枠内をご記入願います。										年 月 日			
おところ	〒 — TEL(—) —												
おなまえ										代表口座 お届印	※個人の場合、押印不要		
お申込代表口座	店番号			お取引店名		預金種目		口座番号					
				店		☐ 当座 ☐ 普通							
契約者ID	☐ 個人IB ☐ 法人IB												

※6桁～12桁の数字とアルファベットを組み合わせたものをご記入ください。

フリガナ													
電子申請用暗証番号													

☐ 裏面「注意事項」を確認しました。

<金庫使用欄>

受付店	店名※	検印	印鑑照合	本人確認	受付印	事務部	検印	係印

※僚店受付の場合

<注意事項>

本依頼により各種インターネットバンキングサービス利用規定に関わらず「電子申請サービス」を利用して各種手続きを行うことができます。

1. 電子申請サービス用暗証番号

- (1)『電子申請サービス(以下、「本サービス」といいます。)」とは、インターネットバンキングにかかる諸手続きについて入力フォームを利用することにより、インターネット経由で申請することができるサービスをいいます。
- (2)「電子申請サービス用暗証番号」とは本サービスにおいてのみ使用する暗証番号をいいます。

2. 本人確認

本サービスにおける本人確認は、申請時にご契約者(お客さま)が入力するご契約者(お客さま)名、住所等のご契約先(お客さま)情報および電子申請サービス用暗証番号と当金庫に登録されている各内容の一致を確認することにより行います。

3. 個人インターネットバンキングサービス(以下、「個人IB」といいます。)における電子申請

個人IBでは以下の手続きを電子申請で行うことができます。

- (1)ログインパスワードの変更
ログインパスワードの失念等により同パスワードを入力して同パスワードを変更することが困難な場合
 - (2)口座確認回数クリア
資金移動取引の依頼後、取引の依頼確定前の段階における依頼内容の変更、取消しが当金庫所定の回数連続して行われ、当金庫が資金移動取引を停止した場合
 - (3)ワンタイムパスワードの利用再開
当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達され、当金庫が個人IBの利用を停止した場合
 - (4)ワンタイムパスワードの利用停止
トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき(ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含む)、または他人に使用されたことを認知した場合
 - (5)取引一時停止設定
個人IBの利用を一時的に利用を停止したい場合
 - (6)取引一時停止解除
一時的に停止した個人IBの利用を再開したい場合
- ### 4. 法人インターネットバンキングサービス(以下、「法人IB」といいます。)における電子申請
- 法人IBでは以下の手続きを電子申請で行うことができます。なお、お客様カード再発行、ご契約先登録用暗証番号の照会取扱いはできません。
- (1)管理者の各種パスワードの利用再開
届出と異なる各種パスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われ、当金庫が法人IBの利用を停止した場合
 - (2)管理者の電子証明書の再発行
電子証明書の内容に変更が生じた場合ならびに電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合
 - (3)管理者の電子証明書の失効
電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合
 - (4)伝送データ送信時のパスワードの利用再開
利用者が伝送データ送信時に入力するパスワードが当金庫所定の回数連続して行われ、当金庫が法人IBの利用を停止した場合
 - (5)法人IBの一時取引停止設定
一時的に法人IBの取引を停止したい場合
 - (6)法人IBの一時取引停止解除
一時的に法人IBの停止した法人IBの取引を解除したい場合
 - (7)電子証明書方式の申込(IDパスワード方式のお客さまのみ)
IDパスワード方式から電子証明書方式に切り替えを行う場合
 - (8)当日指定の資金移動取引許可
当日指定の資金移動取引を可能とする場合
 - (9)当日指定の資金移動取引停止
前項で許可した当日指定の資金移動取引を停止する場合
 - (10)口座確認回数クリア
資金移動取引の依頼後、取引の依頼確定前の段階における依頼内容の変更、取消しが当金庫所定の回数連続して行われ、当金庫が資金移動取引を停止した場合

5. 本サービスにかかる免責事項等

- (1)電子申請サービス用暗証番号は、ご契約者(お客さま)の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、電子申請サービス用暗証番号は、生年月日、電話番号、連続番号など容易に推測できる番号を使用しないでください。
- (2)本注意事項2条に定める本人確認手段を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当金庫はご契約者(お客さま)の行為とみなし契約者ID、電子申請サービス用暗証番号等について偽造、変造、盗難または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、個人インターネットバンキング利用規定第14条、法人インターネットバンキング利用規定第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3)ご契約者(お客さま)は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネットなどの通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策などについて了承の上、本サービスを利用させていただくものとします。
- (4)本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、ご契約者(お客さま)の責任において確保してください。
当金庫は、本サービスに関して、端末が正常に稼働することについて保障するものではありません。
万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または意図せず成立した場合、それによりご契約者(お客さま)に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

6. 個人情報の取り扱いについて

本サービスのご利用中、ご契約者(お客さま)のお名前、ご住所等の個人情報は、個人情報保護方針にもとづいて取り扱うので不正に記録、漏洩等することはありません。

当金庫個人情報保護宣言 https://www.shimane-shinkin.co.jp/wp-content/uploads/privacy-policy_20221104.pdf
業務委託先(株)中国しんきん総合サービス個人情報保護宣言 <https://www.e-css.net/policy/index.html>

7. 規定等の準用

本注意事項に定めのない事項については、各種インターネットバンキングサービス利用規定等により取り扱います。